



少額随意契約 基準額の見直しについて

～地方自治法施行令の改正に伴う毛呂山町契約規則等の改正について～

地方自治法施行令の改正が令和7年4月1日に施行され、町で定めることができる少額随意契約の上限額が緩和されました。

これを受け、毛呂山町では令和7年7月1日より「毛呂山町契約規則」の一部を改正し、少額随意契約の基準額を見直いたします。

契約規則等の改正により、発注者・受注者共に契約事務が省力化されるとともに、小規模契約希望者を含む町内事業者の活用範囲が広がります。

1. 改正の内容

毛呂山町契約規則 第22条（随意契約によることができる予定価格）

契約の種類	改正前 (現行)	改正後
(1) 工事又は製造の請負	130 万円	200 万円
(2) 財産の買入れ	80 万円	150 万円
(3) 物件の借入れ	40 万円	80 万円
(4) 財産の売払い	30 万円	50 万円
(5) 物件の貸付け	30 万円	30 万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	50 万円	100 万円

2. 適用日

令和7年7月1日以降に、起工および契約伺いをする契約に適用します。

担 当：毛呂山町役場 管財課 管財係

電話番号：049-295-2112（内線541・542）

※詳細は、毛呂山町公式HPでご確認いただけます。

総合サイト>ホーム（行政サイト）>事業者の方へ> 入札・契約

